

【いじめの把握(早期発見) : 担任・授業担当者・部活動顧問など】

- ～教師等の気づき(授業中や休み時間の過ごし方など日常の生徒観察や情報交換などから)～
- ～生徒からの訴え(本人・周囲の生徒からの申し出や「心のアンケート」の結果などから)～
- ～その他(家庭や地域からの報告・通報などから)～

【初期対応 : 関係学年主任・担任】

- 1 教頭・生徒指導主事への報告(即日)
- 2 被害生徒から聞き取りをおこなう
- 3 他の職員へ支援を要請する
- 4 関係生徒全員(学級・部活動)との面談をおこなう
- 5 被害生徒を守る(最悪の結果を防止する)
- 6 関係生徒保護者への連絡
- 7 加害生徒を隔離する(保護者への引き渡し) ※7は必要がある場合におこなう
- 8 いじめ対策委員会の開催要請(→ 教頭)

【臨時いじめ対策委員会】

校長・教頭・生徒指導主事(情報集約担当)・教育支援部長・人権教育主任・各学年主任・養護教諭・(外部専門家・臨床心理士)

- 1 事実関係を正確に把握する(“4層構造＝被害者・加害者・加担者・傍観者”でとらえる)
※ 本人に自覚がない場合、「いじめ」として取り扱う事案であるかどうかを判断する
- 2 指導方針の確認と指導体制を確立する(どの部署が誰に対応するかを検討する)

【臨時職員会議】

- 1 職員の共通理解を図る(学校全体の問題として考える)
- 2 具体的な対応策と担当者を決定する(役割分担して対応する)
- 3 問題解決に向けた全職員の共通実践(当該担任を全力でサポートする)

【校長・教頭】

重大事態が発生した場合は教育委員会に報告し指導を受ける

【該当学年・学科・教育相談等】

- ①被害生徒への対応(共感・援助)
 - ④傍観生徒への対応
(いじめを許さない心情を育む)
 - ⑤学級集団への対応
(教育力ある集団に変容させる)
 - ⑦保護者への対応(家庭訪問)
 - ⑧児童相談所などの関係機関と連携
- 問題が解決した後も卒業するまで人間関係を見守る

【具体的な対応】

- ①被害生徒への支援
- ②加害生徒への指導・支援
- ③加担生徒への指導・支援
- ④傍観生徒への指導・支援
- ⑤学級集団への指導・支援
- ⑥全校生徒への対処
- ⑦保護者への対処
- ⑧関係機関との連携

【校長・教頭】

- ⑥全校集会(必要な場合)
- ⑦保護者会開催(必要な場合)
- ⑧マスコミ対応(必要な場合)
- ⑧教育委員会への報告(総括)

【生徒指導部】

- ②③加害生徒・加担生徒への対応
- ⑦保護者への対応(連絡・説明)
- ⑧警察などの関係機関と連携

【再発防止・長期根本対応 : 学校全体としての継続的な取組】

【生徒の心を育てる】

〈道徳教育の推進〉
道徳性・規範意識を高める教育実践を研究・推進する
↓
全ての領域で道徳教育を実践

【組織の対応力を高める】

〈人権教育の推進〉
いじめ問題の背景・本質追究と人権意識の高揚を図る
↓
全ての領域で人権教育を推進

【教師の力量を高める】

〈職員研修の充実〉
生徒理解といじめ問題への対応力を高める研修の実施
↓
教育カウンセリング技法習得など